

【別紙】全国総文弁論部門の新しい採点規定について

2024. 4. 1 全国高文連弁論専門部事務局：坂本
koubunren-zenkoku-benron@news.ed.jp

昨年8月の鹿児島での全国専門弁論部会で【第6号議案】として提案し、今夏の岐阜総文で採用することについて了承をいただきました表記の件について、以下のとおりといたします。

かなり大きい規定変更であり、8月の全国弁論専門部会場で提案した際に、理事の皆様のご意見を多数いただきました。それらの意見を反映させ、修正を加えた内容となっております。

なお今回の採点規定変更は、各県弁論専門部が主管している各県高校弁論大会（＝全国総文祭の各県予選）等にも同様に適用されるものではなく、全国総文祭弁論部門における規定変更であり、各県での大会は、各県独自の採点規定で実施していただいて差し支えありません。

各道県弁論専門部での周知をよろしくお願いします。

【審査方法及び審査規定】（鹿児島総文弁論プログラム p.13 を基準とした改訂）

- 1 審査 審査は審査員が論旨60点、表現40点、合計100点満点で採点し、~~審査員の平均点を基に行~~ます。
トル

【2 発表形式 ～ 5 細則は次のとおりとします。】…同じ

審査規定及び方法（細則）

- (1) 2行目『発表時間が…………平均点から1点減点する。』 削除
- (2)、(3) は同じ ……………（論旨60点・表現40点の目安）
- (4) 弁士の得点は、各審査員の採点のうち最高点、最低点をカットした5人分の得点の和とし、この得点の和が大きい順に順位を算出する（総点順）。ただし、発表時間が6分未満及び7分超過の場合は、5人分の得点の和より5点減点する。
なお、カットすべき得点に同点がある場合、最高点においては論旨点上位のものを、最低点においては論旨点下位のものをカットする。
- (5) 審査員の最高順位、最低順位をカットした5人分の順位の和が小さい順に順位を算出する（順位順）。
- (6) 上記(4)(5)の和（順位和）が小さい順に【総合順位】を算出する。
- (7) 【総合順位】が同点の場合は、7人分の論旨点の合計点が高い方を上位とする。
- (8) 上記(7)でも同点の場合は、下記Ⅰ～Ⅲの優先順位によって上位を決定する。
Ⅰ：(4)でカットした分のうち論旨点最低点の高い方
Ⅱ：(4)でカットした分のうち論旨点最高点の高い方
Ⅲ：審査員の合議（ただし入賞圏外の場合は同点のままとする）

★下線部補足(4)について

時間不足・超過の際の減点『“ハイローカット後の審査員5人の合計点から5点減点』の規定は、これまでの減点規定（ハイローカット後の平均点から1点減点）と実質同様です。

★下線部補足(5)(6)について

“九州高校弁論大会”で採用されている規定です。(4)で出した【総点順(≡旧規定の平均順)】の要素だけでなく、審査員毎の該当弁士の順位という指標(5)【順位順】を得点要素に加え、弁士の順位付けによりバラつきを持たせませす。

★下線部補足(7)について

同点の場合の規定をより明確化しました（『7人分の論旨点の合計点』と明記）。

★下線部補足(8)について

(6)(7)までで同点の場合でも、(8)Ⅰ・Ⅱの規定までで同点はほぼ解消可能と考えています。

変更理由) 順位算出で弁士得点の同点の可能性を旧規定より少なくし、円滑な大会運営を図るため

いずれの方式でも同点となる場合はあり得るが、ハイローカット後の平均点差(≡【総点順】)しか指標がないこれまでの旧規定では、同点が多くなる可能性が高い。

現在、全国総文弁論部門の参加弁士数は約70名であるが、参加弁士が多数になるほど弁士間の得点差が縮小し、得点(=順位)の同点事例が多数生じる可能性が高くなる。また、基準弁士の得点が高い場合、入賞圏内を含む上位層での同点の可能性がより一層強くなると考えられる。

また、平均点が同点の場合、7名分の論旨点合計上位が優先されるが、これも同点の場合、審査員の協議に時間を要することとなり、大会運営上の支障となることが考えられる。

以下に、検証結果を示します → この下の【新规定による採点結果】参照

【2024鹿児島総文の結果を元に新旧方式を検証】の場合(参加弁士数70名+基準弁士1)

【参考事例】2024鹿児島総文の場合(参加弁士数73名+基準弁士1)

《これまでの旧規定：鹿児島から出された審査結果に基づく》
ハイローカット後の平均点の同点事例…20例
・2名同点が15例…このうち入賞圏内が2例
・3名同点が3例…このうち入賞圏内が1例
・4名同点が2例…このうち入賞圏内はなし
5人分論旨点上位で順位決定
・同点の20例中、5人論旨点の同点が1例(→7人論旨点上位で決定)

《新规定：鹿児島から出された審査結果を元に作成》
(6)の規定(【総合順位】の算出段階)で
【総点順】+【順位順】=【順位和】の同点事例…17例
・2名同点が16例…このうち入賞圏内が3例
・3名同点が1例…このうち入賞圏内が1例
同点の17例は、**(7)の規定(7人論旨点の合計点)**で、すべて同点が解消
※新规定により順位変動が生じた事例…73名中56名(上昇27例・下降29例)
入賞圏(15位以内)でも10名が順位変動 → 入賞者自体の変動はなし

弁論審査は、審査員の主観が色濃く繁栄され、同じ弁論でも審査員の採点には相当な得点差が生じます。得点差が生じれば、当然弁士の順位にもバラつきが生じます。【総点順】だけによる分離に、【順位順】による分離を加味することで、同点解消に繋がります。

新规定の場合は、ハイローカット後の【総点順】(≡旧規定の【平均点】)以外に、各審査員の得点が各弁士毎にハイローカットの上で各々何位にランクされるか、という【順位順】という指標も加えて算出することにより、順位分離がより多く生じやすくなる、と考えております。

新规定を採用しても同点になる例は、上記のとおり一定数ありますが、(7)の規定(7人論旨点の合計点)で、同点事例はすべて解消することができました。

また、今回は事例がありませんでしたが、仮に(7)の規定でも同点になった場合でも、(8)Ⅰ・Ⅱの規定により、【総合順位】の同点事例はほぼ解消可能と推察されます。

それでも同点となる場合は「審査員の合議」となりますが、(8)Ⅲ「入賞圏外の場合は同点のままとする」という規定により、審査員の合議機会を限りなく少なくできる、と考えます。

《今後の流れについて》

2024岐阜総文から運用 → 岐阜総文の結果を元に検証作業を実施し、年度内に各理事に報告

★この件に関してご意見、お問い合わせがありましたら、全国弁論専門部へお願いします。
その他、全国役員会等で検討してほしい事項がありましたら、併せてご連絡ください。

【新規定による採点結果】 鹿児島総文の採点結果を利用し《総合順位順》で表示（氏名等の情報は削除：“弁士番号”のみ表示）

Table with columns: 総合順位, 弁士番号, 道県, 論旨, 表現, 合計, 順位, 論旨, 表現, 合計, 順位, 論旨, 表現, 合計, 順位, 論旨, 表現, 合計, 順位, 7人合計, 最低点, 最高点, HLC合計, 時間, 減点, 総点, 総点順, 最低順位, 最高順位, 順位計, 順位順, 順位和, 7人論旨, 旧規定の順位, 旧規定から±

《新規定についての補足説明》

◎総合順位1位(弁士番号67)を例にとります(この弁士は鹿児島総文でも1位でした)

(4)ハイローカット(HLC)後の5人分合計が397点…全弁士で最高得点 .:.【総点順(1)】

(5)同じ弁士の弁論でも7人の審査員の採点は相当に異なり、一人の弁士が審査員毎に何位にランクされるかは、全弁士の採点が終わるまでわかりません。

弁士番号67の場合、左から順に1位・17位・1位・2位・4位・16位・1位となり、総計数は42。この42から最低順位(17)と最高順位(1)をハイローカットすると【順位計】が算出されます。【順位計】=(42)-最低順位(17)-最高順位(1)=24…全弁士で最小 .:.【順位順(1)】

(6)【総点順(1)】+【順位順(1)】=【順位和(2)】で全弁士中最小値となり【総合順位1位】となります。

この弁士は新規定でも旧規定でも1位となりました。しかし弁士によっては順位が変動する場合があります。右端の【旧規定の順位】【旧規定から±】を参照してください。

鹿児島総文の入賞圏内(上位15名)でみると、3位以下で計10名に順位変動がありましたが、上位15名の顔ぶれに変動はありませんでした。

◎【総点順】および【順位順】で同点になった場合は、その順位はそのままにしておき、【順位和】で同点になった場合に(7)“7人論旨点”の低い方を上位として、総合順位を確定します。鹿児島総文の採点結果を元にした場合、ここまでで順位が確定しました。

◎(7)でも同点の場合は、(8) I > II > IIIの優先順位により総合順位を確定します。鹿児島総文の採点結果を元にした場合、(8)に該当する事例はありませんでした。

